

不利益処分の処分基準 個票

部課等名 保健所地域保健課

番号 3

不利益処分の内容		病院、診療所又は助産所の管理者の変更命令
根拠法令及び条項		医療法第28条
処 分 基 準	関係条項	医療法第30条
	基準 (未設定の場合は その理由)	<p>「犯罪若しくは医事に関する不正行為があり、又はその者が管理をなすのに適しないと認めるときは、開設者に対し、期限を定めて、その変更を命ずることができる」については、患者の立場にたった判断が必要であるので弁明の機会等から総合的に判断することとする。</p> <p>なお、医業停止処分期間中の者は管理者となることはできない。 (医療監視必携第1次改訂(第一法規) 504ページ「司法処分と病院・診療所の休・廃止」)</p> <p>第30条の規定により、相手方に対し処分理由を通知し、弁明及び有利な証拠の提出の機会を与えなければならない。</p>
	参考事項	医療監視必携第1次改訂(第一法規)
	設定等年月日	平成29年4月1日設定(年 月 日最終変更)